

議案第30号

北上市職員の育児休業等条例の一部を改正する条例

北上市職員の育児休業等条例（平成4年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) [略] (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>） （部分休業の承認） 第18条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 規則で定める職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につ	（部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) [略] (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。</u>） （<u>第1号部分休業</u>の承認） 第18条 <u>第1号部分休業（育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 規則で定める職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1

き、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の規定による育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の規定による育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（部分休業の請求の申出に係る1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（第2号部分休業の上限時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第28条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第20条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>	<u>る時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情)</u> 第18条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定に基づく変更をしなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員が<u>第1号部分休業又は第2号部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第28条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第20条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定に基づく変更をしたときとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の北上市職員の育児休業等条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(北上市下水道事業職員の給与の種類及び基準条例の一部改正)

- 3 北上市下水道事業職員の給与の種類及び基準条例（平成3年北上市条例第163号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の減額) 第16条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。） ）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） ）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、市長が指定する期間内において1日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における	(給与の減額) 第16条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（2時間を超えない範囲内又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内）の時間に限る。）を勤務しないことをいう。） ）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。） ）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、市長が指定する期間内において1日の勤務時間の<u>一部</u>

休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料(給料の調整額を含む。)及びこれに対する地域手当その他市長が定める手当を減額した給与を支給する。 3 [略]	につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料(給料の調整額を含む。)及びこれに対する地域手当その他市長が定める手当を減額した給与を支給する。 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

令和7年9月4日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度において1年につき上限時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするほか、所要の改正をしようとするものである。